

施設間ネットワーク統合及び共有サーバ構築業務
公募型プロポーザル実施要領

令和3年4月

南部広域市町村圏事務組合

1 プロポーザルに付する事項

(1) 事業名

南部広域市町村圏事務組合施設間ネットワーク統合及び共有サーバ構築業務（以下「本事業」という。）

(2) 目的

本事業は、組合における既存のネットワーク及びファイル管理等の課題を改善し、不正アクセスや情報漏洩対策の強化、ファイルサーバの新規導入により各種データの一元管理と共有化による事務の効率化を図ることを目的とする。

(3) 業務の内容

別紙「施設間ネットワーク統合及び共有サーバ構築業務仕様書」に示すとおり

(4) 履行場所

- ① 南部広域市町村圏事務組合総務振興課（自治会館 6 階）
- ② いなんせ斎苑
- ③ 南斎場
- ④ 南部総合福祉センター

(5) 履行期間

- ① 導入期間及び運用準備期間
契約締結日から令和 3 年 6 月 30 日まで
- ② 機器等保守運用管理期間
令和 3 年 7 月 1 日から 5 か年間

(6) 提案上限額

施設間ネットワーク統合及び共有サーバ構築業務委託費（消費税及び地方消費税相当額を含む。）1,683 千円（5 年間のリース総額）

契約金額は導入事業者の決定後に詳細を打ち合わせの上で決定するものであり、提案上限額は契約金額を保証するものではない。

2 参加資格及び条件

本プロポーザルに参加する事業者は、南部広域市町村圏事務組合施設間ネットワーク統合及び共有サーバ構築業務の目的を理解し、次に掲げる条件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 役員等（申請者が個人事業主である場合にあってはその者を、申請者が法人である場合にあってはその役員または、その支店もしくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であること。

- ② 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が、経営に実質的に関与していること。
 - ③ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していること。
 - ④ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していること。
 - ⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (4) 次に示すシステム構築の実績を有していること。
- ① 地方公共団体において、5年以内にネットワークの構築及びサーバの導入実績があること。
 - ② ①の導入ネットワーク及びサーバシステムが、現在も継続的かつ安定的に運用されていること。
- (5) 次に示す要件を満たしていること。

以下に記すセキュリティ規定を取得しており、3年以上の運用実績があること。

- ・プライバシーマーク又は ISO 27001

(6) 再委託の禁止

事業者は、個人情報を取り扱う業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。（ただし、事前に文書により組合の承認を受けた場合は、その一部に限り再委託をすることができる。）

3 プロポーザルの実施日程

このプロポーザルに係る主な日程は、次の表のとおり。

期 日	内 容
令和3年4月5日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公告 ・ 質問受付開始 ・ 参加申込受付開始
4月13日（火）午後5時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公告内容に関する質問受付終了
4月6日（火）から15日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質問回答
4月19日（月）正午	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加申込受付終了
4月26日（月）正午	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画提案書提出〆切
4月30日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・ プレゼンテーション
5月7日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約候補者決定、選考結果通知
5月8日（水）以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約締結

4 参加手続

このプロポーザルへの参加を希望する者は、次に示す要領で参加申込みを行うこと。なお、資格要件を確認した結果、資格を満たさないと判断した場合は個別に通知する。

(1) 提出書類等

①参加申込書兼誓約書（様式第1号） 1部

②会社等概要調書（様式第2号） 8部

※会社概要の分かるパンフレット等がある場合は添付すること。

③納入実績一覧表（様式第3号） 8部

④「2 参加者の資格」を満たしていること（以下「参加資格」という。）を証明する書類

2(4)に示すシステムの構築実績が分かる契約書等の写し、その他の実績を証明できる書類
正本1部 ※納入先、納入年度、業務期間が分かるものの写し等

⑤適切なセキュリティ規定（プライバシーマーク又はISO 27001、JIS Q 27001又はISO /IEC27001）及び作業者が所有する資格を取得していることが分かる書類等（写し可）

(2) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合、受付時間は午前9時から午後5時まで。ただし、最終日は、午前9時から正午まで。郵送の場合は、提出期間の最終日正午必着とし、書留郵便等、配達記録が確認できるものによること。なお、提出書類の返却は行わない。

(3) 提出先

「13 提出先・問合せ先」に同じ

(4) 提出期間

公告日から令和3年4月19日（月）正午まで

5 実施要領及び仕様書に関する質問の受付・回答

(1) 受付期間

令和3年4月5日（月）から4月13日（火）午後5時までに質問書（様式第4号）にて提出のこと。

(2) 提出方法

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールによることとし、電話での質問には回答しない。また、質問の受付期間より後の質問は、一切認めない。持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで。

(3) 提出先

「13 提出先・問合せ先」に同じ

(4) 質問への回答

令和3年4月6日（火）から15日（木）までに、速やかに、電子メールにより回答する。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和2年4月26日（月）正午まで

(2) 提出方法

持参又は郵送とする。

持参の場合、受付時間は午前9時から午後5時まで。ただし、最終日は、午前9時から正午まで。郵送の場合は、提出期間の最終日正午必着とし、書留郵便等、配達記録が確認できるものによること。なお、提出書類の返却は行わない。

(3) 提出先

「13 提出先・問合せ先」に同じ

(4) 提出書類

A4サイズ又はA3サイズの内紙を用い、A3サイズのものはA4サイズに折りたたんで提出すること。様式が指定されているものは、所定の様式に従うこと。縦又は横向き印刷で両面刷りとし、フォントサイズは11ポイント以上の横書きとすること。ただし、図表等の用紙及びフォントサイズについては、この限りでない。

なお、提案書には、以下の事項を記載すること。

① 企画提案書等届出書（様式第5号）

② 企画提案書（任意様式） 企画提案書には次の項目を記載すること。また、わかりやすくするために、適宜カラーを用いたものとする。

ア 本提案の基本的な考え方

イ セキュアなネットワークの実現

ウ ファイル管理の実現

エ ファイルサーバの導入

オ システム構築の作業内容及びスケジュール

カ システム構築・保守運用管理の体制

キ その他アピールしたい点

③ 見積書（任意様式）

本業務に係るすべての費用について、次の項目ごとに見積書を提出すること。

(ア) ネットワーク統合及びファイルサーバ構築業務委託費（5か年間の総額）

ネットワーク統合及びファイルサーバ構築等に要する費用を記載すること。

(イ) ネットワーク及びファイルサーバ保守管理業務委託費（5か年間の総額）

保守管理に要する費用を記載すること。

※見積書にはそれぞれ社印及び代表者印を押印すること。

(5) 提出部数

(4)①の書類 正本1部

(4)②③の書類 正本1部、副本7部

(6) 提出書類作成上の注意点

- ① 提出する提案は、1者につき1件とする。
- ② 提出書類の内容に関し、疑問点や確認事項が発生した場合は、その都度、説明を求めることがある。

7 プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後、都合によりこのプロポーザルを辞退するときは、次のとおり参加辞退届を提出すること。

なお、参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはない。

ただし、企画提案書等提出後は、原則、プロポーザルの辞退は認めない。

(1) 提出期限

令和3年4月26日（月）正午まで

(2) 提出先

「13 提出先・問合せ先」に同じ

(3) 提出書類

参加辞退届（様式第6号）

(4) 提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は、書留郵便等、配達記録が確認できるものによること。

8 審査の方法

南部広域市町村圏事務組合施設間ネットワーク統合及び共有サーバ構築業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、企画提案書及びプレゼンテーションの審査を行い、最上位の者を契約候補者とする。

(1) 書類審査

事業者が提出した4(1)及び6(4)の書類及びプレゼンテーションにより、審査を行う。

(2) 審査項目等

次に記載する項目について審査を行う。

審査項目	評価の視点
1. プロポーザルに関する事項	
①セキュアなネットワークの実現	不正アクセスによる情報漏洩対策や、コンピュータウイルス、スパイウェア対策等必要な対策について、有効性がある提案であるか。
②ファイル管理の実現	ファイルの一元管理による効率的なバックアップ環境の実現と、アクセス制御等といった効果的なファイル管理について、具体的な提案であり、実効性はあるか。
③ファイルサーバの導入	各種文書、様式等のデータ共有や個人データの保存を集中管理するためファイルサーバの導入について、実効性はあるか。

④スケジュール	運用開始に無理のないスケジュールであり、確実に稼働をすることが出来る提案であるか。
2. 見積金額に関する事項	
⑤経済性	ネットワーク構築、ファイルサーバ構築業務委託費
	ネットワーク、サーバ保守管理業務委託費

(3) プレゼンテーション実施日及び審査日（予定）

令和3年4月30日（金）午前10時（場所：自治会館内会議室）

① 使用機材

プロジェクター、スクリーンは組合が準備する。

② 時間配分

プレゼンテーション及びデモンストレーション15分間

質疑応答10分間

③ 受託業者の選定

受託業者は、評価点の合計点が最も高い者とする。審査結果は、審査参加者に文書で通知する。

④ その他

参加者が1社の場合においても審査を実施するものとし、その場合は全ての評価項目の評価基準を満たしていなければ交渉権者として認めないものとする。

※ 応募者多数の場合は、事前に書類審査を実施する場合があります。

9 契約候補者の選定

(1) 選定方法

① 委員会の委員は、提出書類の提案内容を審査項目に沿って審査し、その合計得点により提案者の順位付けを行う。

② ①の審査において合計得点の最も高い者を契約候補者として選定する。評価の合計得点が同点の場合は、見積金額が安価な者を選定する。

なお、見積金額も同じであった場合は、くじを引かせて選定する。ただし、この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

③ 提案書を提出した参加資格者が1者のみの場合でも、提案書の審査を実施する。

④ 提出された提案書を審査した結果、いずれの提案も仕様書で示した内容を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の決定を行わないことがある。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、全ての提案者に対して、速やかに書面にて通知するとともに、南部広域市町村圏事務組合ホームページに掲載する。

1 0 契約に関する事項

(1) 仕様の調整

組合と契約候補者で企画提案をもとに事業内容について協議し、仕様内容の調整を行う。

(2) 契約の締結

契約候補者は、改めて見積書を提出し、合意に達した場合には速やかに契約を行う。

また、協議の結果、契約に至らなかったときは、9(1)①において次順位であった者と(1)同様に協議を行うこととし、以下同様とする。

1 1 失格要件

次のいずれかに該当した場合、参加申込者を失格とする。

- (1) 企画提案書の提出後、参加資格の条件を満たさなくなったとき。
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 提案上限額を超える金額の見積もりをしたとき。
- (4) 参加申込書兼誓約書又は企画提案書等が提出期限内に提出されないとき。

1 2 留意事項

- (1) 参加申込みをした者は、参加申込書の提出をもって本要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) プロポーザルに係る一切の費用は、事業者の負担とする。
- (3) 審査結果に対する異議の申立ては、一切認めない。
- (4) 提出期限後の提出書類の変更及び差替えは認めない。ただし、組合が審査等に必要と判断した場合は、追加の書類の提出を求める場合がある。
- (5) 提出物は、参加資格の有無にかかわらず一切返却しない。
- (6) 組合から得た資料、情報等は取り扱いに注意するとともに、無断で提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- (7) 本件における提案はあくまでもプロポーザル企画提案とし、契約候補者特定の審査材料となるものであり、実際の業務推進に当たっては、組合と協議した上で決定することになる。
- (8) 参加資格者は、刑法（明治40年法律第45号）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（明治22年法律第54号）を遵守し、このプロポーザルにおける業者選定手続の公正及び公平を害する行為を行わないこと。
- (9) 提案書に係る著作権は、参加資格者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表をするとき、その他組合が必要と認めるときには、提案書の全部又は一部を参加資格者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (10) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (11) 契約候補者の決定後、契約締結までの間に、契約候補者がこのプロポーザルの参加要件を満たさなくなった場合、又は業務の遂行に支障があると判明した場合は、契約を締結しないことがある。
- (12) 契約候補者は、契約締結までに、暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を理事長に提出しなければならない。
- (13) このプロポーザルにおいて使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

- (14) 参加申込手続及び提案手続で提出した書類に虚偽の記載をした場合は、指名停止を行うことがある。
- (15) 契約締結後においても、契約候補者がこのプロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合は、契約を解除することができる。
- (16) 契約候補者と契約を締結しないときは、次点の参加資格者と契約交渉を行う。

1 3 提出先・問合せ先

〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116番37(自治会館6階)

沖縄県南部広域市町村圏事務組合

電話：098-963-8213

FAX：098-860-6020

メールアドレス：aya.o@okinawa-nanbu.jp